

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長野県長野市稲里一丁目5番地3
名称 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日 平成27年06月15日

許可の有効年月日 平成34年06月14日



1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、

【以下裏面に記載】

廃PCB等（抜油後の電気機器内に残存している微量PCB汚染絶縁油に限る。）、
PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）、
燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、
汚泥（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、
鉍さい（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成05年06月15日 新規許可

平成27年06月15日 更新許可（優良認定）

平成27年06月15日 変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物に係る有害物質の追加）

平成28年03月23日 変更届（住所の変更）

5. 積替え許可の有無 無

岡山市 無

倉敷市 無

6. 規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第5項による許可証の提出の有無 有